

広域紋別病院企業団職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

令和5年12月30日午前6時頃、紋別市内において、酒気を帯びた状態で車両を運転し、雪山に接触した後、コンビニエンスストア店舗の看板支柱に衝突したものの。

以上の事実は、交通法規に反する行為であり、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当し、はなはだ遺憾である。

2 処分日

令和6年3月1日（金）

3 処分内容

停職 6月

4 被処分者

医療技術部 技術職 男性 20歳代